

# 令和8年度秋田市木造住宅耐震改修等技術者実務講習会

日 時：令和8年5月14日（木）

午後13時30分～

場 所：秋田市役所3階 洋室4

## 次 第

1 はじめに

2 開 会

3 講習内容

- (1) 第3期秋田市耐震改修促進計画について <資料1>
- (2) 秋田市木造住宅耐震改修等補助事業について <資料2、3>
- (3) 秋田市危険ブロック塀等除却支援事業について <資料4>
- (4) 木造住宅耐震改修事業者リストの公表・掲載申込について <資料5>
- (5) 代理受領制度について <資料6>
- (6) 耐震改修に係る税制優遇について <資料7>
- (7) その他 <資料8>
- (8) 令和7年度秋田市木造住宅耐震改修等補助事業の施工事例の紹介

4 質疑・応答

5 閉 会

### 【配布資料】

- 資料1 第3期秋田市耐震改修促進計画の概要
- 資料2-1 秋田市木造住宅耐震診断支援事業パンフレット
- 資料2-2 耐震診断士派遣支援事業業務フロー
- 資料2-3 耐震診断支援事業必要書類チェックリスト
- 資料3-1 秋田市木造住宅耐震改修等補助事業パンフレット
- 資料3-2 秋田市木造住宅耐震改修等補助事業業務フロー

- 資料 3 - 3 耐震改修等補助事業必要書類チェックリスト
- 資料 4 - 1 秋田市危険ブロック塀等除却支援事業パンフレット
- 資料 4 - 2 秋田市危険ブロック塀等除却支援事業業務フロー
- 資料 4 - 3 秋田市危険ブロック塀等除却支援事業必要書類チェックリスト
- 資料 5 木造住宅耐震改修事業者リスト掲載基準・申込書
- 資料 6 代理受領制度パンフレット
- 資料 7 耐震改修による税金等の優遇制度
- 資料 8 「今こそ考えたい耐震診断・耐震改修」(国土交通省)

# 第3期秋田市耐震改修促進計画の概要

## 目的

本市では、平成18年1月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、地震に伴う建築物等の倒壊又は損壊により生じる人的被害および物的被害を防止・軽減することを目的として、平成19年12月に「秋田市耐震改修促進計画」を策定しました。

この計画は、令和8年3月に第2期計画期間の満了を迎えるため、これまでの進捗と効果を検証したうえで、耐震化をより一層促進するため、**令和8年度から令和12年度までの5年間**を第3期計画として策定するものです。

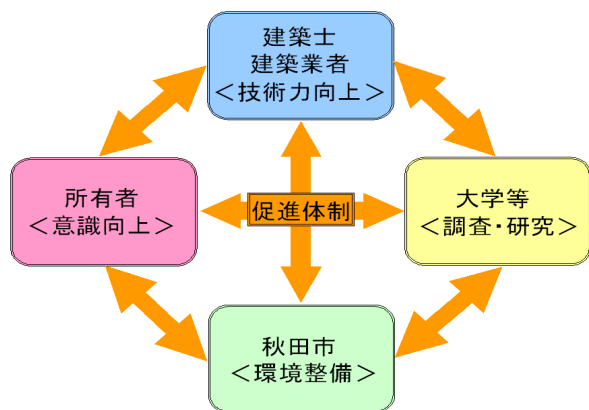
## 耐震化の現状と目標

対象	項目	第2期目標	現状値 (令和7年度末 [推計])	第3期目標 (令和12年度末)
住宅	耐震化率	93%	90.6% (119,700戸/132,100戸)	93% (120,000戸/129,000戸)
特定建築物（民有+市有） (多数の者が利用する建築物)		95%	93.8% (1,063棟/1,133棟)	95% (1,076棟/1,133棟)
(市有のみ)		100%	100% (450棟/450棟)	—
危険ブロック塀等 (小学校の通学路に面するもの)	解消率	30%	37.1% (204件/550件)	50% (275件/550件)

## 耐震化促進のための主な施策

### 1 耐震化促進の概念

- 「民」「産」「学」「官」の連携により耐震化を促進



### 2 耐震化促進のための環境整備

- 具体的な行動計画となる「秋田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定
- 相談体制の整備、情報提供の充実
- パンフレットの作成とその活用
- 防災査察・定期報告制度の活用
- ダイレクトメールによる耐震化の指導
- 町内会・自主防災組織との連携

### 3 耐震化促進の啓発・知識の普及

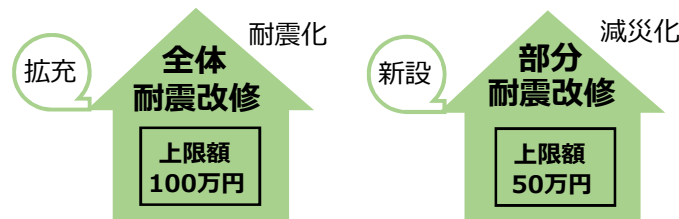
- 耐震促進協議会員を通じた啓発活動の実施
- 地震防災マップ、狭あい道路情報の公開
- 耐震相談等を依頼できる耐震改修事業者リストの公表

### 4 耐震化促進の支援策

- 木造戸建住宅への耐震診断士派遣 自己負担額 1万円
- 危険ブロック塀等の除却補助 上限額 20万円
- 住宅リフォーム助成との連携 補助額 5万円
- 耐震化を促進するための優遇制度等の周知

#### 支援制度の拡充

- 木造戸建住宅の改修補助



- 代理受領制度の導入

### 5 耐震化に付随する安全対策

地震から生命・財産を守るため、既存建築物を耐震化するだけでなく、減災化に寄与する以下取組の指導に努めます。

- 非構造部材（天井・窓ガラス・外壁部材等）の脱落・落下防止対策
- エレベーター等の安全対策
- 家具や設備機器の転倒防止対策

### 6 法に基づく指導等による耐震化

耐震改修促進法や建築基準法により、耐震化が必要な特定建築物を指導します。

まずは、知ること

## 耐震診断

令和8年度

秋田市木造住宅耐震診断支援事業

自己負担  
1万円

(診断費用13万円のうち、12万円を市が負担)

耐震診断を希望する木造住宅の所有者等に対し、耐震診断士を派遣します。

申込期間

令和8年5月18日～12月25日まで

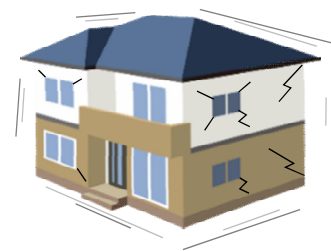
※募集戸数に達した場合、申込期間内でも募集を打ち切る場合があります。

対象住宅

募集戸数

8件 (先着順)

- ・秋田市内に存すること。
- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であること。
- ・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの。
- ・増築部分がある場合には、対象要件あり。
- ・地上階数が3以下であること。
- ・在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法により建築されたもの。
- ・建築基準法に違反していないこと。
- ・過去に耐震診断又は耐震改修を行っていないこと。
- ・秋田市から耐震診断および耐震改修関係の補助金の交付を受けたことがないこと。
- ・一般診断法による診断が可能であること。 ※木造住宅とは、木造一戸建て住宅のことをいう。



対象者

- ・対象住宅を所有（共有を含む）する個人であること。
- ・本市の市税を滞納していないこと。

耐震診断について

- ・派遣する耐震診断士は、秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者です。
- ・耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法に基づき、現地調査および図面確認により、診断・評価します。

制度の詳細や申請書類について



▲ホームページ



▲申請書類DL

セルフチェックはこちらで

日本建築防災協会

「誰でもできるわが家の耐震診断」

簡単な質問に答えていくことで、お住いについて、強さ、弱さのポイントなどが確認できます。



申し込み前に、本事業の対象になるかどうかの事前相談をしてください。

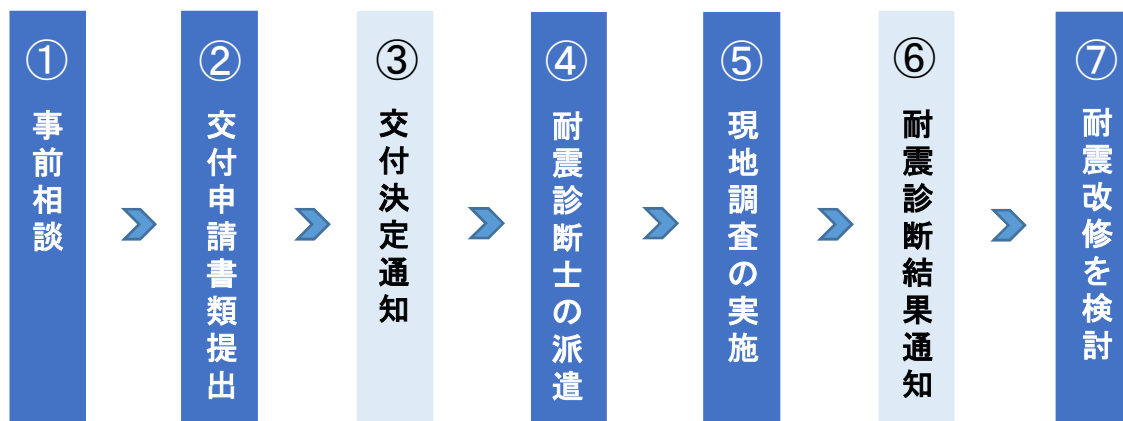
問い合わせ先

秋田市都市整備部建築指導課 企画・指導担当

秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階 ☎018-888-5769

E-mail ro-urcs@city.akita.lg.jp ※郵送およびメールでの受付はしていません。

## 耐震診断の流れ



## 申請に必要な書類

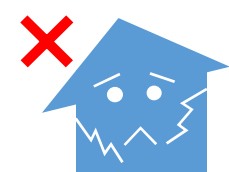
申込書等の様式は、秋田市ホームページからダウンロードすることができます。

交付申請書類	
<input type="checkbox"/>	耐震診断士派遣申請書【様式第1号】
<input type="checkbox"/>	住宅の付近見取図（地図）
<input type="checkbox"/>	次のいずれか（対象住宅の建築時期および所有者が確認できるもの） ・建築確認通知書※1 ・検査済証※1 ・納税通知書※1 ・登記事項証明書 →法務局（有料） ・固定資産名寄帳兼課税台帳の写し →市役所2階 資産税課（無料）
<input type="checkbox"/>	次のいずれか（市税の完納が確認できるもの） ・納税証明書（最新年度の「市税に未納がない証明書※1」） →市役所2階 市民税課（300円） ・市税納付に関する調査同意書【様式第3号】
<input type="checkbox"/>	利害関係者（共有者を含む）がいる場合、耐震診断の実施同意書【様式第2号】
<input type="checkbox"/>	その他建築指導課長が必要と認める書類（店舗等併用住宅もしくは増築がある場合は、図面等）
<input type="checkbox"/>	委任状【様式第12号】 ※本人以外が提出の場合、委任状が必要です。

※1 原本を提示のうえ、写しを提出してください。

## 耐震診断の結果について

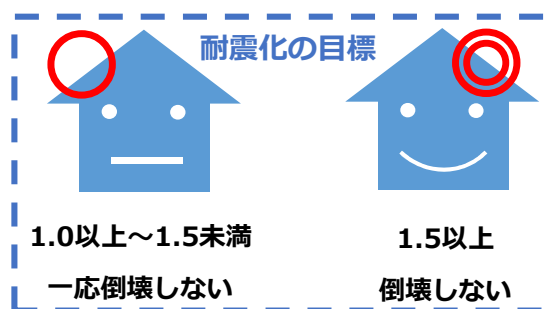
一般診断法での評価は4段階に分かれ、数値が小さい程耐震性が低く危険であることを示し、**上部構造評点1.0未満（倒壊する可能性がある・高い）**と評価された住宅は、耐震化を図る必要があります。



**0.7未満**  
倒壊する可能性が高い



**0.7以上～1.0未満**  
倒壊する可能性がある



**1.0以上～1.5未満**  
一応倒壊しない

**1.5以上**  
倒壊しない

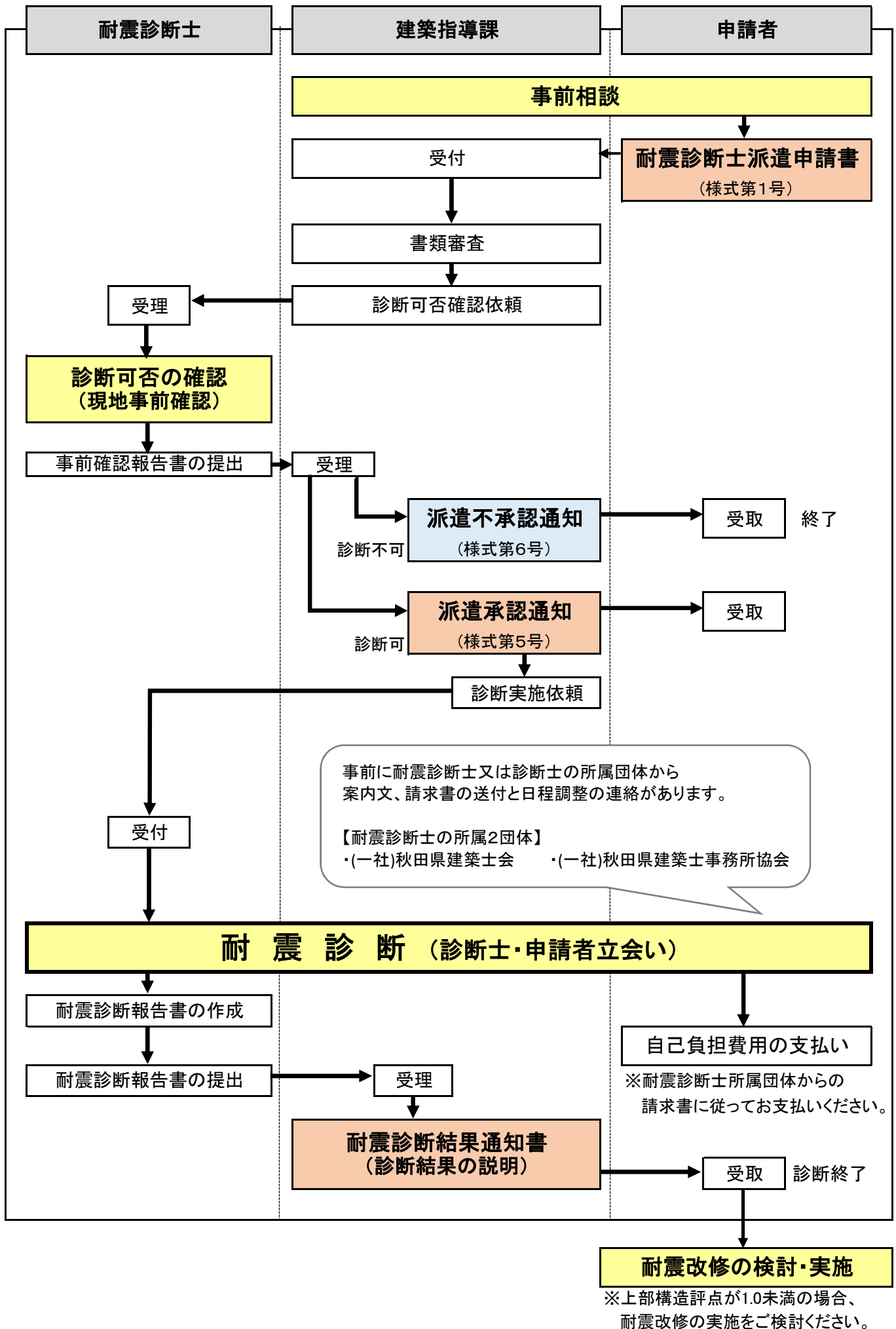
### 【一般診断法とは】

大地震により住宅が倒壊する可能性を判定するもので、耐震改修の必要性について確認するものです。

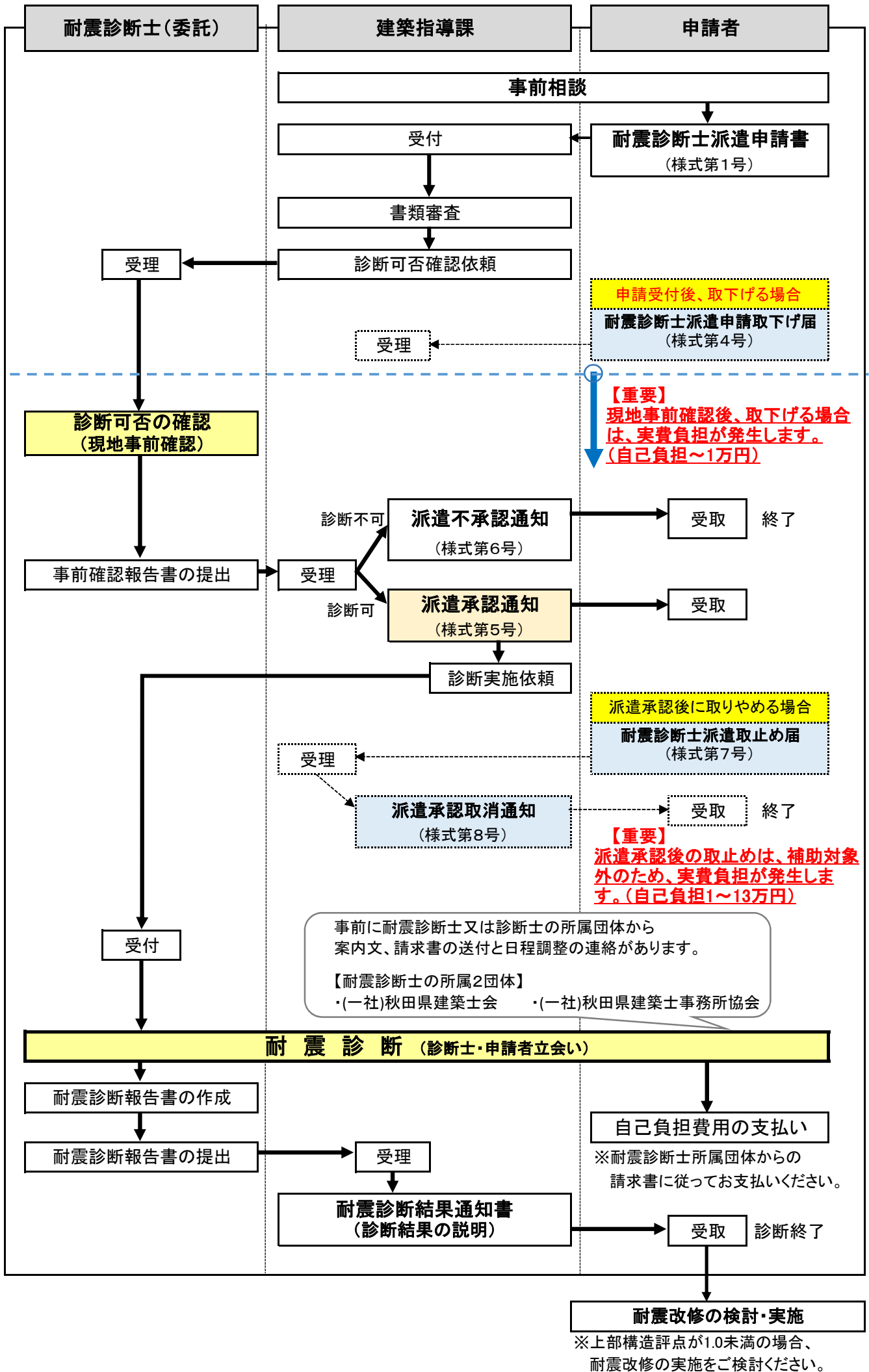
- ・調査方法：建物を壊さずに、設計図書と目視により調査
- ・調査項目：壁の下地・仕上げ・量・配置、床の仕様、部材の接合方法、劣化状況、基礎・地盤の状況等

**木造住宅耐震改修等補助事業もありますので、ご相談ください。**

## 耐震診断士派遣支援事業 業務フロー



# 耐震診断士派遣支援事業 業務フロー (取下げ、取止めがある場合)





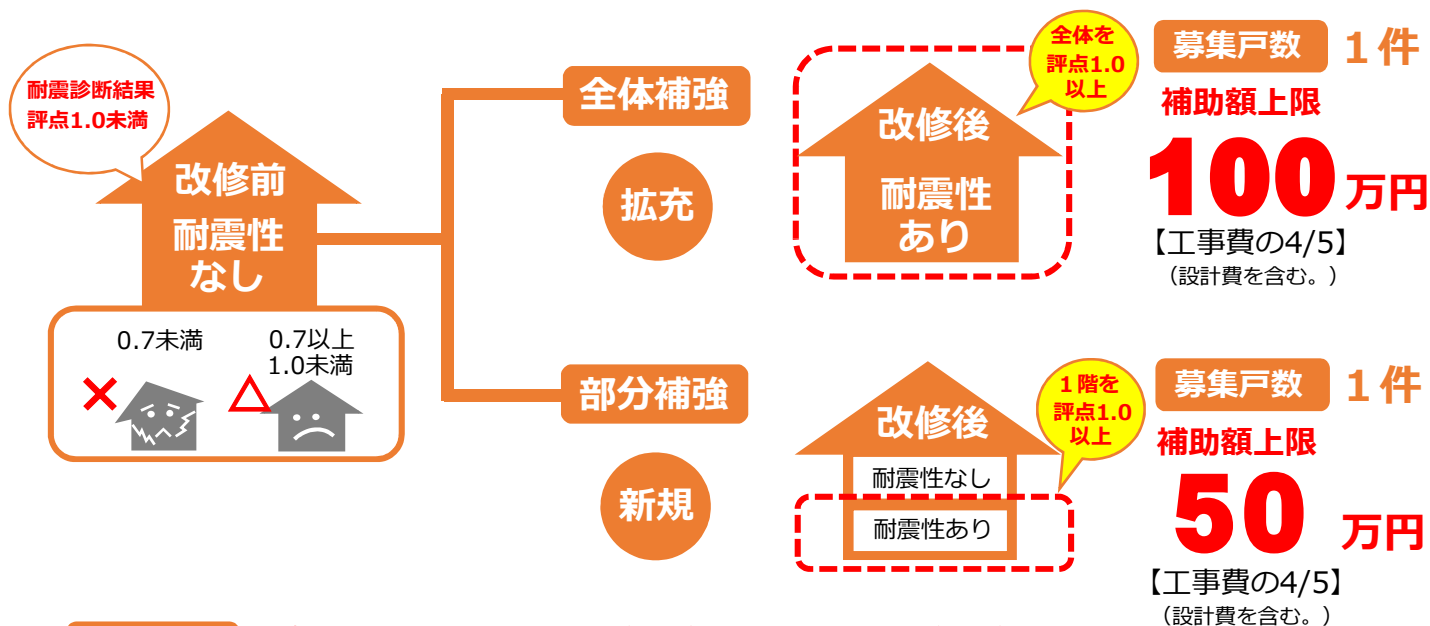
## 令和 8 年度

## 秋田市木造住宅耐震改修等補助事業

## 耐震改修

耐震化支援がリニューアル！  
補助額の拡充  
補強メニュー追加

耐震診断の結果「倒壊する可能性がある・高い」と診断された木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を負担します。 ※耐震改修設計のみの補助は行っておりません。



## 申込期間

令和8年5月18日(月)～6月30日(火)

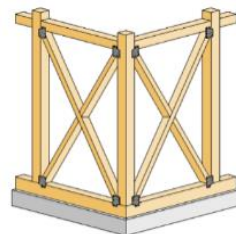
※申込多数時は、抽選となります。先着順ではありません。

## 対象者

- 対象住宅を所有（共有、購入予定者を含む。）する個人で、本市の市税を滞納していないこと。
- 対象住宅に現に居住していること。（補助事業完了後、速やかに居住する予定であることを含む。）

## 対象住宅

- 秋田市内に存すること。
- 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅であること。
- 一般財団法人日本建築防災協会が定める耐震診断の結果、**上部構造評点が1.0未満**の対象住宅であること。
- 増築部分がある場合は、対象要件あり。
- 併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの。
- 建築基準法に違反していないもの、又は耐震改修工事により当該違反が是正されるものであること。
- 他の補助金や過去に耐震関連の補助金の交付を受けていないこと など。



申し込み前に、本事業の対象になるかどうかの事前相談をしてください。

## 問い合わせ先

秋田市都市整備部建築指導課 企画・指導担当

秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階 ☎018-888-5769

E-mail ro-urcs@city.akita.lg.jp ※郵送およびメールでの受付はしておりません。

## 耐震改修工事の流れ

### ① 事前申込書類提出

### ② 当選結果通知 ※1

### ③ 補助金交付申請

### ④ 交付決定通知 ※2

### ⑤ 設計・工事契約

### ⑥ 改修設計図書提出 ※3

### ⑦ 改修工事着工

### ⑧ 中間報告書提出

### ⑨ 中間確認実施

### ⑩ 完了実績報告書提出

### ⑪ 補助金額確定通知

### ⑫ 補助金交付請求

### ⑬ 補助金の交付

※1 申込み多数の場合、公開による抽選を実施し、当選結果を通知します。

※2 交付決定通知前に、契約および工事着手してしまうと、補助金を交付できませんので、ご注意ください。

※3 既に耐震改修設計図書等を提出済の場合は不要となります。

## 事前申込書類

- 木造住宅耐震改修等補助事業事前申込書(様式第1号)
- 対象住宅の付近見取図
- 対象住宅の着工時期および所有者が確認できる書類の写し
- 耐震診断の評価内容および耐震診断結果を確認できる書類の写し
- 対象住宅の所有者が共有であるときは、実施同意書(様式第2号)
- 希望者が木造住宅購入予定者であるときは、売買契約書の写し
- 市税の完納が確認できる書類の写し、又は市税納付に関する調査同意書(様式第3号)
- 委任状(様式第19号) ※本人以外が提出の場合
- その他建築指導課長が必要と認める書類

## 補助金交付申請書類

### A 補助対象経費に耐震改修設計を含むとき

- 耐震改修等に要する費用の見積書の写し
- その他建築指導課長が必要と認める書類

### B 補助対象経費に耐震改修設計を含まないとき

- 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
- 耐震改修工事の実施に必要な設計図書(耐震改修工事概要書、配置図、改修前・改修後の平面図、補強詳細図(壁仕様、金物・雑詳細図)等)
- 改修後の耐震診断結果報告書の写し
- その他建築指導課長が必要と認める書類

## 制度の詳細や申請書類について



▲ホームページ

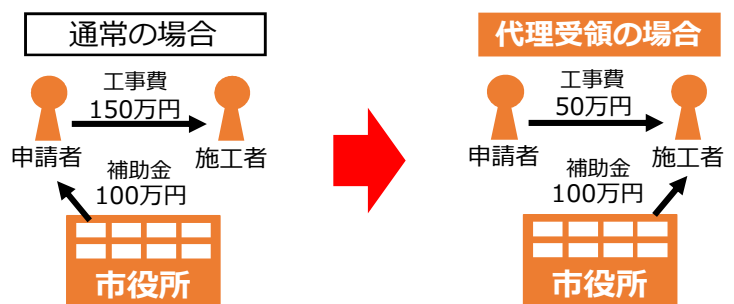


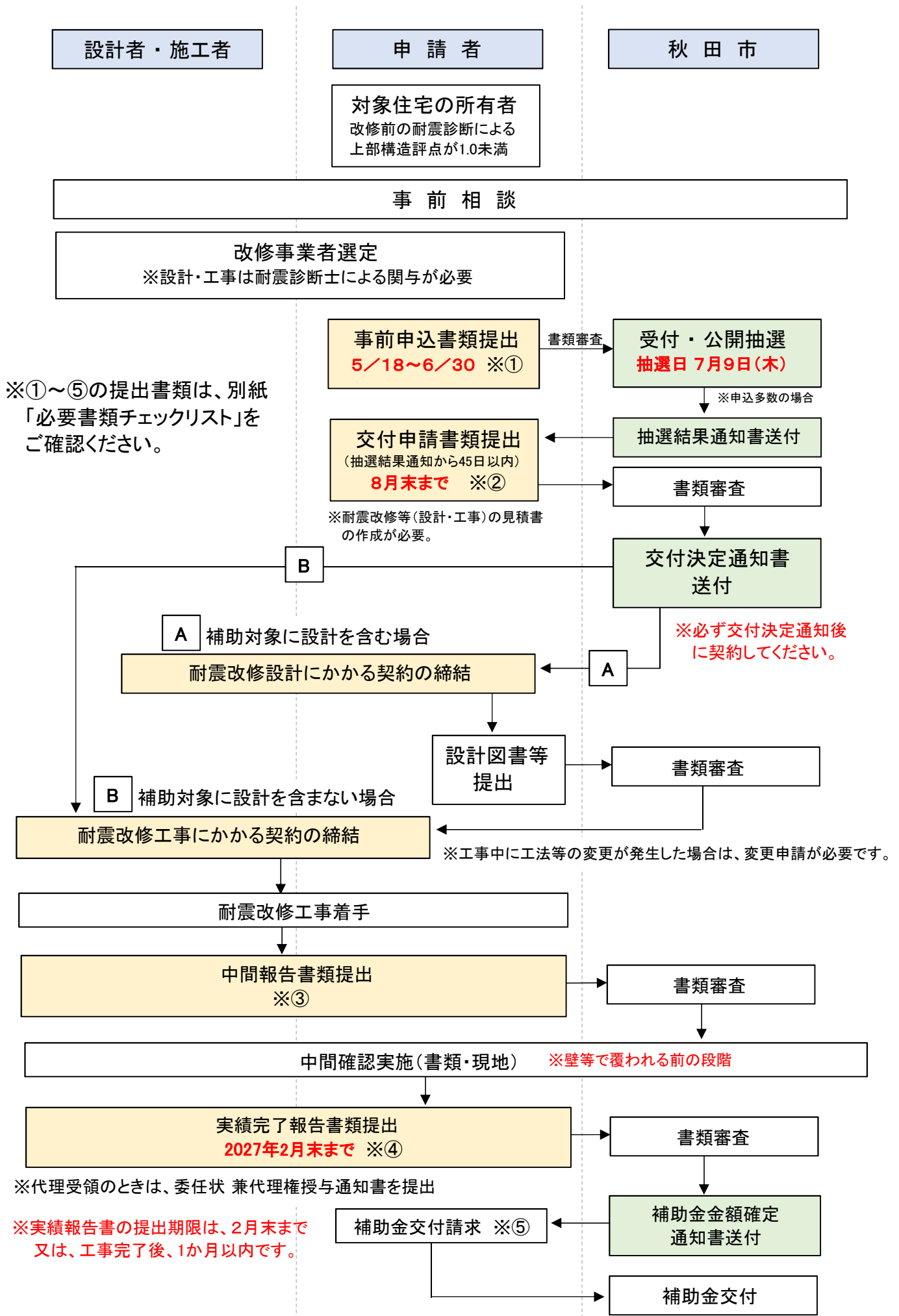
▲申請書類DL

## 代理受領制度

申請者の初期費用の負担を軽減するため、補助金を施工者等に直接支払う代理受領制度をご利用できます。

【工事費が150万円、補助金が100万円の場合】





## 耐震改修等補助事業 必要書類チェックリスト

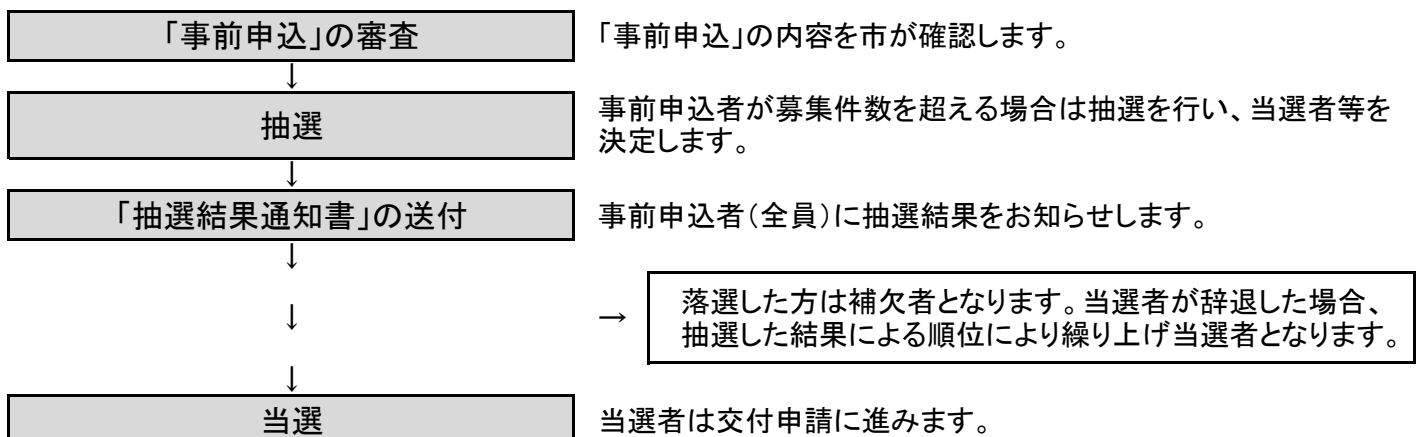
以下の書類をご用意のうえ、申請してください。

※誤記・訂正がある場合は再提出となりますので、不明な箇所は空欄でお持ちいただき、申請時に窓口で記入してください。

【お問い合わせ先】

秋田市役所 建築指導課 企画・指導担当  
電話：018-888-5769

① 「事前申込」必要書類	
1	<input type="checkbox"/> 事前申込書【様式第1号】
2	<input type="checkbox"/> 付近見取図(地図)
3	次のいずれかの写し(対象住宅の建築時期および所有者が確認できるもの) ( <input type="checkbox"/> 原本提示 ) <input type="checkbox"/> ・固定資産名寄帳兼課税台帳の写し → 2階 資産税課(無料) <input type="checkbox"/> ・建築確認通知書、検査済証、建物登記事項証明書、納税通知書等
4	<input type="checkbox"/> 耐震診断の評価内容および耐震診断結果を確認できる書類の写し ( <input type="checkbox"/> 原本提示 ) (耐震診断結果報告書)
5	次のいずれか(市税の完納が確認できるもの) <input type="checkbox"/> ・納税証明(最新年度の市税に未納がない証明書)の写し → 2階 市民税課 (300円) ( <input type="checkbox"/> 原本提示 ) <input type="checkbox"/> ・市税納付に関する調査同意書【様式第3号】
対象住宅が共有の場合 ※共有者が複数いる場合は全員分	
	<input type="checkbox"/> 耐震改修の実施同意書【様式第2号】
	次のいずれか(市税の完納が確認できるもの) <input type="checkbox"/> ・納税証明(最新年度の市税に未納がない証明書) → 2階 市民税課 (300円) <input type="checkbox"/> ・市税納付に関する調査同意書【様式第3号】
木造住宅購入予定者の場合	
6	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し ( <input type="checkbox"/> 原本提示 )
対象住宅に貸家人がいる場合	
	<input type="checkbox"/> 耐震改修の実施同意書【様式第2号】
申請手続きを委任する場合	
	<input type="checkbox"/> 耐震改修の委任状【様式第19号】

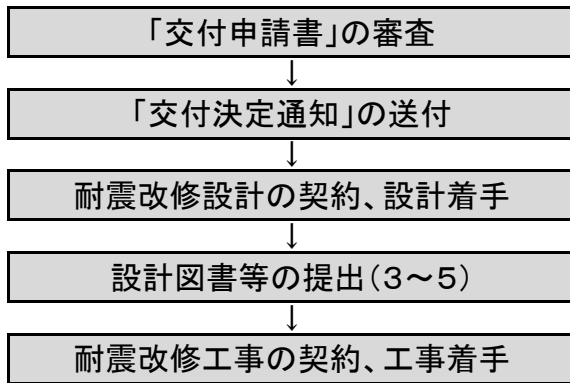


(裏面へ)

## ② 「交付申請」必要書類

1	<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書【様式第5号】
対象経費に耐震改修設計を含むとき		
2	<input type="checkbox"/>	耐震改修等(設計・工事)に要する費用の見積書の写し(工事に要する費用の見積書は概算可)
対象経費に耐震改修設計を含まないとき		
3	<input type="checkbox"/>	耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
4	<input type="checkbox"/>	耐震改修工事の実施に必要な設計図書(耐震改修工事概要書(耐震診断士が作成したものに限る、任意様式(参考様式あり)、配置図、改修前・改修後の平面図、補強詳細図(壁仕様、金物・雑詳細図)等)
5	<input type="checkbox"/>	改修後の耐震診断結果報告書(耐震改修計画書)の写し (耐震改修の計画を一般診断法または精密診断法で評価したもので、耐震診断士が作成したものに限る)

※対象経費に耐震改修設計を含むときは工事の契約前に3～5の書類を提出してください。(3は、概算見積で提出した場合)



「交付申請書」の内容を市が確認します。

審査後、市から「交付決定通知」をお送りします。  
※通知を受ける前に、契約の締結はできません。

※対象経費に耐震改修設計を含まないとき(すでに設計を終えているときは、不要です。)

※交付決定後に内容変更があった場合は、速やかに変更申請の手続が必要となります。

## ③ 「中間報告」必要書類

1	<input type="checkbox"/>	中間報告書【様式第13号】
2	<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る内容が含まれるすべての契約書の写し ( <input type="checkbox"/> 原本提示 )
3	<input type="checkbox"/>	耐震補強箇所ごとの施工前および施工中(壁等で覆われる前の段階)の状況が確認できる施工写真
4	<input type="checkbox"/>	確認済証の写し(建築確認が必要なときに限る。)

## ④ 「完了実績報告」必要書類

1	<input type="checkbox"/>	完了実績報告書【様式第14号】
2	<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る請求書の写し ( <input type="checkbox"/> 原本提示 )
3	<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る工事の施工写真(中間報告時に提出した施工写真を除く。)
4	<input type="checkbox"/>	検査済証の写し(建築確認が必要なときに限る。)
木造住宅購入者であるとき		
5	<input type="checkbox"/>	対象住宅の所在地が記載された住民票
代理受領を行うとき		
6	<input type="checkbox"/>	委任状兼代理権授与通知書【様式第16号】

## ⑤ 「補助金請求」必要書類

1	<input type="checkbox"/>	交付金請求書【様式第17号】
代理受領を行うとき		
2	<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る費用の請求書に記載された額から、交付確定額を差し引いた額に係る領収書の写し



令和8年度

秋田市危険ブロック塀等除却支援事業

出典：一般財団法人日本建築防災協会  
「あなたの周りは大丈夫？今すぐブロック塀等の点検を！」

撤去費用の

2/3 かつ

上限 20万円

(フェンスや門柱の撤去費用は除きます。)

## 危険ブロック塀等の撤去費用を補助します！

申込期間

令和8年4月1日～12月25日まで

※募集件数に達した場合、申込期間内でも募集を打ち切る場合があります。

対象ブロック塀等

募集件数

10件（先着）

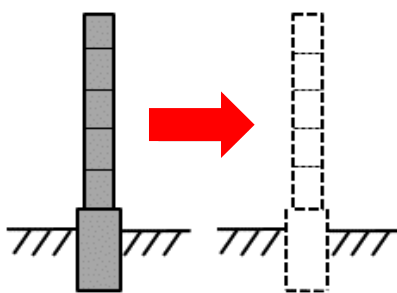
指定された小学校の通学路※1に面する、道路からの高さが60cm以上で、点検等により倒壊の危険性があると判断されたブロック塀等

※1 秋田市立小・中学校通学路設定に係る事務取扱要領により定められた小学校の通学路

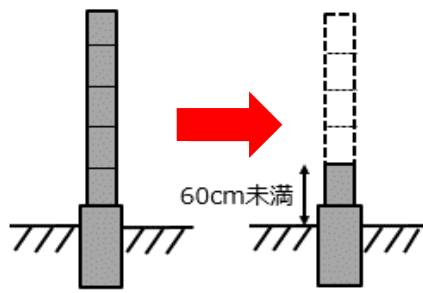
補助対象者

危険ブロック塀等を所有し、市税の滞納がなく、建設業者等と危険ブロック塀等の除却工事等の契約を締結し着手する方 ※補助要件など、詳しくはお問合せください。

補助対象工事

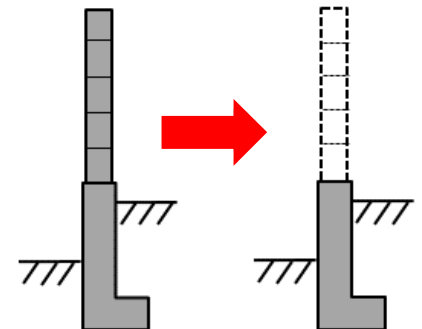


(1) 全てを撤去する工事



(2) 道路からの高さを60cm未満にする工事

※L字側溝に接している場合の高さは、側溝の肩から計測する。



(3) 基礎が擁壁の場合、基礎以外をすべて撤去する工事

※基礎が倒壊のおそれのない場合に限る。

申し込み前に、本事業の対象になるかどうかの事前相談をしてください。

【問合せ・受付窓口】

秋田市都市整備部 建築指導課 企画・指導担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階

電話 018-888-5769 E-mail ro-urcs@city.akita.lg.jp

※郵送およびメールでの受付はしていません。



出典：群馬県富岡市  
危険ブロック塀倒壊実験動画

## 申請手続きの流れ



※1 交付決定前に、工事契約および工事着手してしまうと補助金を交付できませんのでご注意ください。

※2 令和9年3月19日までに提出が必要です。

## 申請に必要な書類

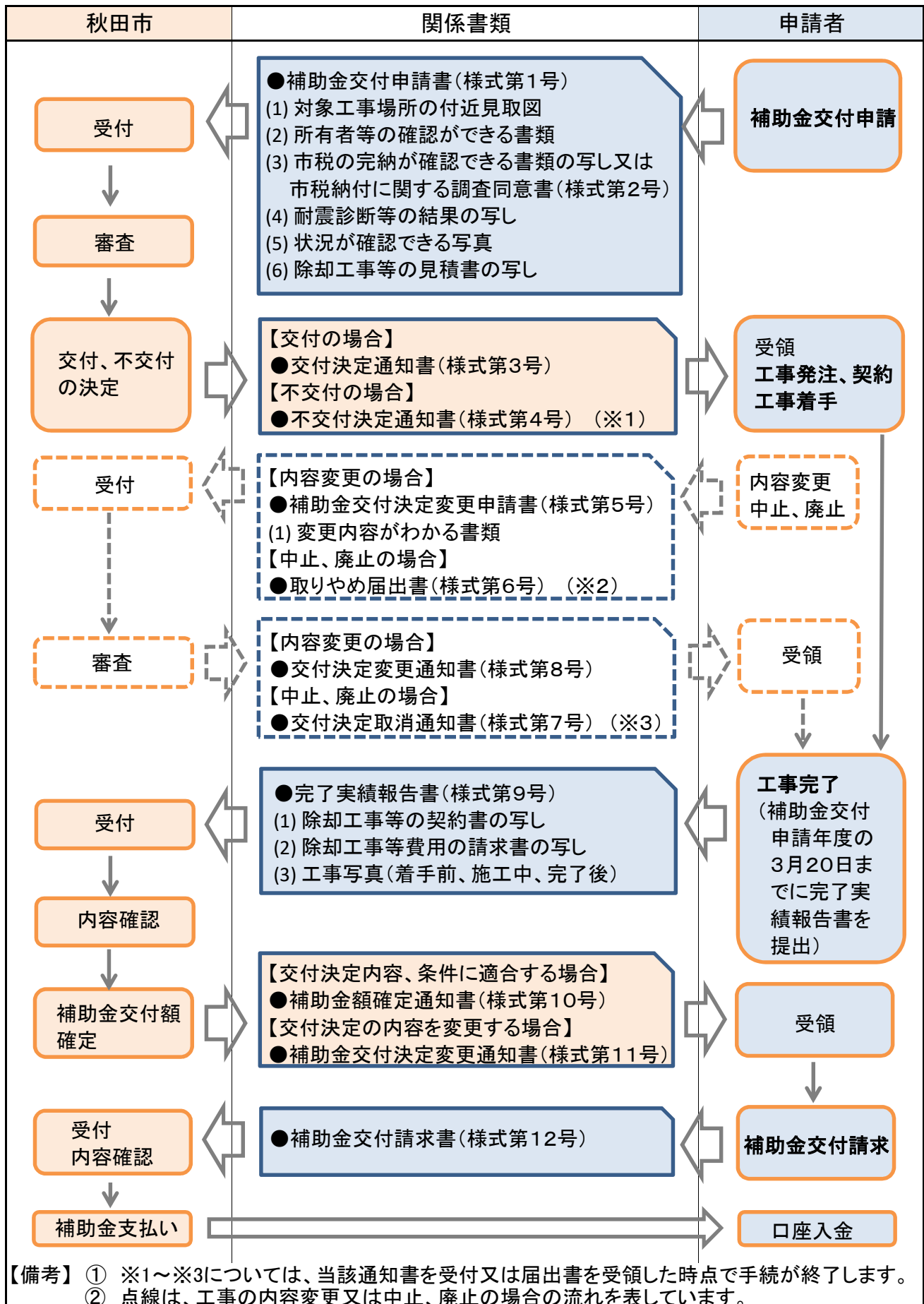
申込書等の様式は、秋田市ホームページからダウンロードすることができます。

**工事着工前と工事完了時に、申請・報告が必要です。**

交付申請(工事着工前)			
<input type="checkbox"/>	交付申請書【様式第1号】( <input type="checkbox"/> 申請者が事業者の場合、要綱第7条第2項に該当)		
<input type="checkbox"/>	付近見取図(地図)		
<input type="checkbox"/>	所有者が確認できる書類 (納税通知書、固定資産名寄帳兼課税台帳(最新年度のもの)又は建物登記事項証明書等の写し)		
<input type="checkbox"/>	納税証明書 (市税に未納がない証明書 最新年度)	又は <input type="checkbox"/>	市税納付に関する調査同意書 【様式第2号】
<input type="checkbox"/>	点検表【参考様式】		
<input type="checkbox"/>	着手前写真 (全景、高さ(一番高い部分)・厚さ・延長の寸法が分かるもの、傾斜や亀裂等が確認できるもの)		
<input type="checkbox"/>	撤去費用の見積書の写し(工事の詳細・範囲が分かるもの)		
<input type="checkbox"/>	委任状【参考様式】 ※本人以外が提出の場合、委任状が必要です。		

完了報告(工事完了時)	
<input type="checkbox"/>	完了実績報告書【様式第9号】
<input type="checkbox"/>	撤去工事に関する契約書の写し(※注文書の場合は、注文請書の写し)
<input type="checkbox"/>	撤去工事に要した費用の請求書の写し
<input type="checkbox"/>	工事写真(工事中、完了後の状況が確認できるもの) ※高さを60cm未満に減ずる工事の場合は、完了後の高さが60cm未満であることが確認できるもの
<input type="checkbox"/>	請求書【様式第12号】

秋田市危険ブロック塀等除却支援事業 業務フロー



**秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金申請  
必要書類チェックリスト**

<input type="checkbox"/>	交付申請書【様式第1号】（ <input type="checkbox"/> 申請者が事業者の場合、要綱第7条第2項に該当）		
<input type="checkbox"/>	付近見取図（地図）		
<input type="checkbox"/>	所有者が確認できる書類 （納税通知書、固定資産税名寄帳兼課税台帳（最新年度のもの）又は登記事項証明書の写し） →2階 資産税課ほか ※納税者の名義が異なる又は納税者が複数いる場合は要注意		
<input type="checkbox"/>	納税証明書 （市税に未納がない証明書 最新年度のもの） →2階 市民税課ほか	又は <input type="checkbox"/>	市税納付に関する調査同意書 【様式第2号】
<input type="checkbox"/>	点検表【参考様式】		
<input type="checkbox"/>	着手前写真 （全景、高さ（一番高い部分）・厚さ・延長の寸法が分かるもの、傾斜や亀裂等が確認できるもの）		
<input type="checkbox"/>	撤去費用の見積書の写し		
本人以外が代理で申請手続きを行う場合			
<input type="checkbox"/>	委任状【参考様式】		
危険ブロック塀等の基礎を除く全てを除却する工事の場合			
<input type="checkbox"/>	基礎部分が倒壊のおそれがないと判断できる資料（構造計算書等）		

<input type="checkbox"/>	完了実績報告書【様式第9号】
<input type="checkbox"/>	撤去工事に関する契約書の写し（※注文書の場合は、注文請書の写し）
<input type="checkbox"/>	撤去工事に要した費用の請求書の写し（工事の詳細・範囲が分かるもの）
<input type="checkbox"/>	工事写真（工事中、完了後の状況が確認できるもの） ※高さを60cm未満に減ずる工事の場合は、完了後の高さが60cm未満であることが 確認できるもの

**交付金額確定後**

<input type="checkbox"/>	請求書【様式第12号】
--------------------------	-------------

【お問い合わせ先】  
秋田市役所 建築指導課  
企画・指導担当  
電話：018-888-5769

## 秋田市木造住宅耐震改修事業者リスト掲載基準

令和8年1月22日  
秋田市住宅・建築物  
耐震改修促進協議会承認

### 1 目的

秋田市木造住宅耐震改修事業者リスト（以下、「リスト」という。）は、木造戸建住宅における耐震改修を検討する住宅所有者が、信頼できる事業者を、適切に選択できる環境を整えることを目的として、秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会（以下、「協議会」という。）が作成し公表する。

### 2 リスト掲載の条件

リストへの掲載は、秋田市内に事業所を有し、以下のいずれかの条件を満たしている事業者を対象とする。

- (1) 秋田市木造住宅耐震改修等補助事業を活用して、これまでに耐震改修工事の実績がある事業者であること。
- (2) 建設業許可（建築工事業に限る）を取得しており、かつ耐震診断士（※）が所属する建築士事務所と連携できる体制がある事業者であること。

※耐震診断士とは

秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱（平成29年3月10日知事決裁）に基づき、秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者又は建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項各号に定める者その他市長が同等の技術を持つ者として認める者をいう。

### 3 リスト掲載の申込書類

リストへの掲載を希望する事業者は、4の留意事項に同意のうえ、所定の申込書を協議会事務局（建築指導課）に提出するものとする。

### 4 留意事項

- (1) 提出された申込書の内容を確認し、掲載の可否を決定するものとする。
- (2) 掲載後に法令違反その他不適切な行為が認められた場合は、リストから削除することがある。
- (3) 掲載内容に変更が生じた場合は、事業者は速やかに協議会事務局へ連絡するものとする。
- (4) 掲載期間は原則として無期限とするが、掲載の中止を希望する場合は、事業者は速やかに協議会事務局へ連絡するものとする。
- (5) リストへの掲載は、事業者の業務内容または施工品質を保証するものではない。
- (6) 契約または施工に関するトラブルについて、協議会は一切の責任を負わないものとする。ただし、万が一トラブルが発生した場合は、事業者が誠意をもって対応するものとする。
- (7) リストの公表は、協議会事務局が申込書を受理した後、協議会の承認を得た上で行うものとし、その公表は、秋田市ホームページに限るものとする。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

## 秋田市木造住宅耐震改修事業者リスト申込書

### <確認事項>

以下の内容をご確認のうえ、チェックを入れてください。

別途定める掲載基準の「留意事項」を確認し、同意のうえ申込を行います。

事業者名 \_\_\_\_\_

申込者 \_\_\_\_\_

申込日 令和 年 月 日

### <掲載内容>

会社名・事業所名	
住所	
電話番号	
建設業許可登録	有 ・ 無
建築士事務所登録	有 ・ 無
秋田県木造住宅耐震診断技術者 在籍の有無	有 ・ 無
連携体制が可能な <b>耐震診断技術者</b> を記入してください。 ※耐震診断技術者の情報は公表しません。	
建築士事務所登録	建築士事務所 知事登録 第 _____ 号
氏名	
資格	秋田県木造住宅耐震診断技術者(登録番号 _____ ) その他( _____ )

## 秋田市木造住宅耐震改修事業者リスト

- 1 本リストは、木造戸建住宅における耐震改修を検討する住宅所有者が、事業者を適切に選択できる環境を整えることを目的として、秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会（以下、「協議会」という。）が作成し公表しています。協議会が特定の業者を斡旋・推薦するものではありませんので、事業者の選定や契約はご自身の判断でお願いします。
- 2 本リストに掲載されている事業者は、協議会が定める掲載基準を満たした者です。ただし、事業者の技術力を保証するものではありません。
- 3 本リストに掲載されている事業者と耐震改修等の依頼者との間に生じたいかなる紛争について、協議会は責任を負いかねますのでご了承願います。
- 4 本リストの情報は作成当時の情報であり内容に変更が生じている場合もありますので、見積りや工事を依頼する際はご自身で各事業者にご確認ください。
- 5 本リストへの掲載にかかわらず、関連法令に適合する事業者であれば耐震改修等の業務を行うことができますので、ご自身で適切な事業者をお選びいただくこともできます。

令和8年4月1日 公表

	会社名・事業所名	郵便番号	住所	電話番号	参考			
					市補助事業 実績年度	建築士 事務所登録	建設業 許可登録	秋田県木造住宅 耐震診断技術者
1	(株)ワタケン	010-1601	秋田市向浜二丁目1-1	018-865-2363	H23、R 1	有	有	在籍
2	石井建設(株)	011-0942	秋田市土崎港東一丁目1-2	018-845-0085	H24	有	有	在籍
3	(株)ドリームビルド	010-1654	秋田市浜田字館ノ丸152-15	018-828-1101	H25	有	有	－
4	(株)石川建設	010-0029	秋田市榑山川口境18-12	018-832-7509	H25、R7	有	有	－
5	(有)カントリーガーデン 秋田本店	010-0844	秋田市手形山中町1-38	0120-010-989	H30	有	有	－
6	(有)リフォームキャップ	010-1622	秋田市新屋日吉町42-40	018-888-8551	R 7	有	有	－

(順不同)

秋田市木造住宅耐震改修等補助事業の補助金の受領で

# 代理受領制度が 利用できます。

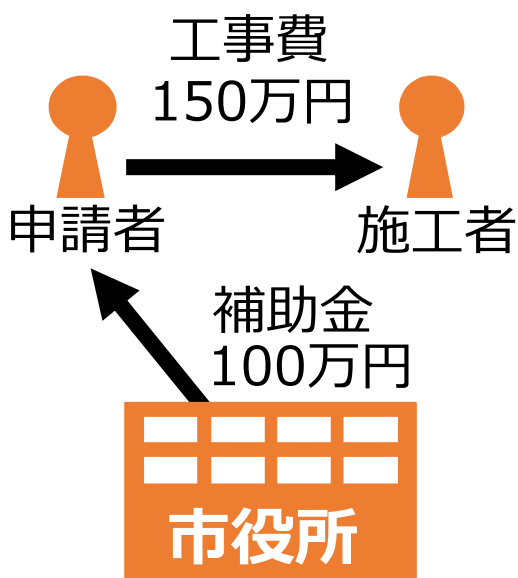
## 代理受領制度とは

補助制度を活用する申請者との契約により耐震改修工事を実施した者（工事施工者等）が、申請者からの委任を受けて補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

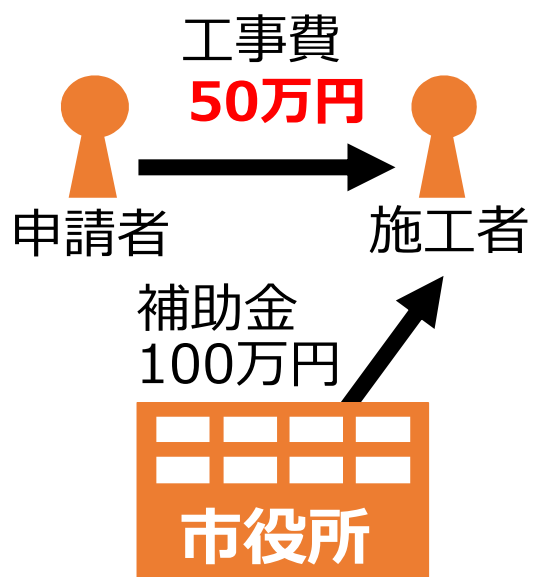
なお、この制度を利用することで、申請者は工事費等から補助金を差し引いた額を用意すればよいことから、初期費用の負担を軽減できます。

### 【工事費が150万円、補助金が100万円の場合】

#### 通常



#### 代理受領制度



# 耐震改修による税金等の優遇制度

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の耐震基準)により建築された住宅・建築物を、現行の耐震基準に適合する所定の耐震改修工事を行った場合は「**所得税の控除**」や「**固定資産税の減額**」など、税制上の優遇制度があります。

耐震改修工事をご検討されている方は、減税対象となる工事内容を確認し契約の際の参考に、工事を実施した方は、実施した工事内容が減税対象か確認してみましょう。

## リフォーム促進税制

リフォーム促進税制とは、耐震改修工事を含む6種類の工事メニュー毎に、税制上の優遇措置が定められている制度です。なお、工事内容によっては各種優遇措置が併用できます。

耐震

### 所得税の税制控除

控除率 5～10%  
控除期間 1年

### 固定資産税の減税措置

改修家屋(120㎡相当分まで)  
固定資産税を1/2減額

バリア  
フリー

省エネ

同居対応

長期優良  
住宅化

子育て  
対応

## リフォーム支援制度まるわかりガイド



国土交通省のホームページでは、リフォーム支援制度の特設サイトを公開しています。

この特設サイトでは、工事内容や工事費など、所定の項目を入力するだけで、利用できる支援制度や、減税される額の試算をシュミレーションすることができます。



## 地震保険の割引制度

住宅・建築物が地震で倒壊や損壊した場合、一定額の補償を得られる地震保険に加入していれば、再建が円滑に進むことが期待できることから、その活用も耐震対策の一つとして有効です。

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。対象となる住宅に該当する場合は、所定の確認資料を提出することで、地震保険の保険料が割引されます。

詳しくは、ご自身が加入している保険会社にお問い合わせください。



## 耐震改修の必要性とは？

地震による死因の多くは、建物の倒壊によるものです。

地震の多い日本では、いつでも大きな地震が起きてもおかしありません。

地震に備えて安心して住める建物にしておくことが大切です。まずは、簡単なセルフチェックをしてみましょう。

お住まいの建物が安全かどうか、専門家による耐震診断を受けることが必要です。



### 専門家による耐震診断とは？

専門の調査員が建物の構造や基礎などを調べ、現在の耐震基準と比較して、建物がどの程度地震に強いかを数値で評価します。診断結果に基づき、必要であれば耐震改修工事を検討しましょう。

セルフチェックはこちらから

日本建築防災協会「誰でもできるわが家の耐震診断」

質問に答えていくことでお住まいの建物について、地震に対する強さ、弱さのポイントがどこにあるかがわかるようになっていきます。



## 改修にはどんな方法があるの？

### 壁を強くする

筋かいや構造用合板で補強された壁を増やしましょう。また、壁の量を東西南北に均等に配置することも大切です。

### 家を軽くする

屋根や外壁を軽くすることで、建物に作用する地震の力が減るので、大地震時に壊れにくくなります。

### 接合部を強くする

土台・柱・筋かい・はりなどの接合部は、専用の金物などを使って、それぞれの部材が一体となるよう緊結しましょう。

### 基礎を強くする

基礎にひび割れがある場合は、原因を除去した上で補強しましょう。



## 耐震診断・改修、補助金の相談は地方公共団体の窓口へ

住宅リフォーム支援制度検索サイトはこちら

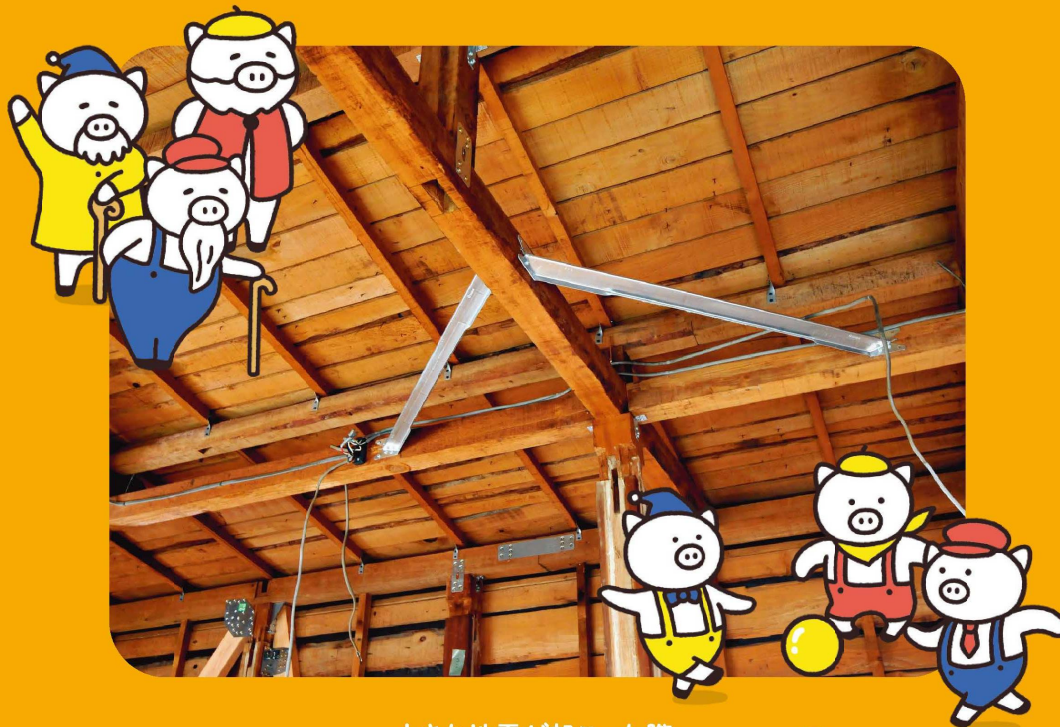


国や地方公共団体では、地震から大切な命と地域を守るために、建物の耐震化を推進しています。耐震診断や改修については各地方公共団体に相談窓口があり、手順や業者の選定などのアドバイスを受けることができます。まずは、住宅リフォーム推進協議会の住宅リフォーム支援制度検索サイトからお住まいの地域と内容を検索してください。最新の情報や詳細についてはお住まいの地域の相談窓口にお問い合わせください。



大切な家族を守るため、家への備えは万全ですか？

# 今こそ考えたい 耐震診断・耐震改修



大きな地震が起こった際

あなたの家はあなたと家族を守ってくれる家ですか？

家の倒壊によって失われるのは物理的なモノだけではありません。

過ごしてきた大切な時間や思い出の詰まった家が

家族を傷つけたり、避難路の妨げとなったりしないよう

耐震改修で大切な家を守りましょう。





# 気がかりを安心へ。耐震改修で守れること



実際に家の耐震改修をした方々にインタビューし、リフォーム後の安心感や住み心地についてエピソードを伺いました。

## インタビュー①

### 「子や孫たちとも安心してだんらんを」 リタイア夫婦の2人暮らしを支える家

東京都大田区 阿保浩一さん、雅代さん夫婦



#### ■安心感と開放感と

「1階にいても月が見えるってのが気持ち良いんです」

東京都大田区の阿保浩一さん(70)は満足げだ。近隣との距離が近い住宅密集地に立つ木造2階建て。だが、2階の床を2畳分ほどくりぬいた吹き抜けから、空が望める。

1970年頃に両親が建てた実家を改修し、2023年末から妻雅代さん(68)と暮らし始めた。6畳や4畳半など細かく区切っていた壁をできるだけ減らした。

「年をとっていくことを考えて、動きやすく生活できるように。そして、安心感。自分と妻、何より遊びに来る孫たちの命を守るためです」

#### ■地震は「いづれ、いつか」

以前から、両親が亡くなった後の実家に手を入れて暮らそうと考えていた。幼なじみで地元工務店を営む一級建築士、望月陽さん(70)に相談すると、自治体の助成を活用した耐震改修を勧められた。耐震診断では大規模地震で「倒壊する可能性が高い」との結果だった。

阿保さんに被災経験はないものの、「もう少し備えておけば良かった」と言う被災者の後悔が報じられるたび、胸を打たれた。特に2011年の東日本大震災以降は、

水や非常食などを常備し、定期的に入れ替えている。首都直下地震が切迫する状況に、「地震はいづれ、いつかは起きる」との考えだ。

リフォーム代その他、耐震改修には約330万円かかった。内壁を減らした分、外壁を厚くしたり、屋根を軽くしたり、「安く済ますんだったら、台所や水回りだけという手もあるけど、安心して暮らせないと意味がない」と振り返る。

#### ■妻と年老いても

年に数回訪ねてくる子や孫たちは、2階のフリースペースに布団を敷いて寝る。キャンプ用のテーブルを囲んで食事をし、孫はデッキでプール遊び。どこにいても声が届く、家族のだんらんがそこにはある。

夫婦2人の暮らしに合わせた造りにもこだわった。段差を減らし、トイレや脱衣所は区切らない。リビングでも寝られ、回遊できる。「若い頃には考えもしなかった造りだけど、すぐ使しやすい」

1階居室には今、実家で使っていた仏壇が昔と同じ場所にある。あめ色に染まったヒノキの柱や、家紋入りの透かし彫りの欄間もそのまま。飾られた祖父母や両親の写真は、夫婦の元を訪れる子や孫たちの様子を見守っているようだ。

(※年齢や画像などは2025年7月7日の取材時点のものです)

## インタビュー②

### きしむ自宅に揺れる茶わん 90歳を超えて耐震改修で得た静けさ

大分県大分市 大久保安喜さん

#### ■ずっと気になっていた家のきしみ

もう10年以上前からだろうか。気づくと、ふすまは滑りが悪くなり、ドアも開けにくくなっていった。地震のたび、棚の茶わんがカチャカチャと音を立て、家全体にきしみが響く。「この家はもたんだらうな…」

大分市の大久保安喜さん(92)は日向灘を震源とする地震が起きるたび、「早く何とかせんと」と古くなってきた自宅のことが気がかりだった。地震の際にシェルターになる「耐震ベッド」の資料を取り寄せ、耐震診断・改修の業者に連絡したのは3年ほど前。1973年に建てた木造一部2階建ての自宅を、妻寿美(すみ)さんと暮らす守りたい一心だった。

#### ■妻に先立たれても

それから状況はめまぐるしく変わった。寿美さんがまもなく脳梗塞(こうそく)で入院。帰することなく、昨年3月に帰らぬ人となった。享年92歳。ずっと待っていた耐震改修の順番が回ってきたのは、それから半年近く経ってから。

耐震診断の結果は、大地震で「倒壊する可能性が高い」。予想していた通りだった。業者からいくつかの改修プランが示され、自分の年齢や手持ちの資金を考えて最も手頃な総額180万円の計画(うち補助金

60万円)を選択。8カ所の内壁や柱を補強するなどの計画で、危険度を少しでも和らげたいという段階的改修の位置づけだ。

実はこの頃、次女夫婦は独り身となった大久保さんを気にかけて、自宅を売却して実家で同居しようと考えていた。

改修事に合わせ、娘夫婦はタンスを並べていた納戸をリフォーム。12畳ほどの居室を整えた。洗面所とトイレの段差解消に動線の改良、窓の断熱工事なども終え、3人暮らしが始まった。張り替えたクロスの色が白さだろうか、家が明るくなった感じがした。

#### ■静かな夜に

その後も市内で震度4を観測する地震があったが、大久保さんは「確かに音がしない。きしみが聞こえない」。地震の揺れを感じることもなく、ベッドにいても安心して寝ていられるのだという。

地元は南海トラフ巨大地震の被害が想定される地域でもある。高齢であっても改修を望んだのは、「自分が建てた家ができるだけ残したい」というこだわりがあったからだけではなかった。「いつまで健康でいられるかわからないけど、地震で命を落とすのはちょっと納得がいかないからねえ」

(※年齢や画像などは2025年7月30日の取材時点のものです)



## インタビュー③

### 「地震後も住み続けられる家を」 30代子育て夫婦が意識を変えたのは

高知県香南市 田村寛之さん、友里香さん家族



#### ■子ども3人が思い思いに

長男の湊太朗君(6)がテーブルの下でカードゲームのファイルを眺めるそばで、次男の慎之介君(4)がトランポリンで跳ねている。長女渚紗(なぎさ)ちゃん(1)はお昼寝中だ。幼い3人を育てるのは、高知県香南市の田村寛之さん(35)、友里香さん(36)夫婦。以前は約10キロ西の高知市内に住んでいたが、5年前に木造2階建ての中古物件を購入して移り住んだ。高台に立つ自宅の間からは約5キロ先の太平洋が見え、風も通る。「オーシャンビューですよ」。寛之さんは冗談めかして言う。

#### ■津波の来ない場所を選んだのに

ゆかりのない場所に移り住んだのにには訳がある。

「大前提だった」と夫婦が口をそろえるのが、南海トラフ巨大地震で津波に襲われれないこと。以前住んでいたアパートは津波の浸水想定エリア内。戸建ての立つ高台は標高50メートル近いところにあることが決め手になった。

2011年の東日本大震災が意識を変えた。寛之さんは津波の映像をテレビで見て「同じ日本とは思えなかった」。友里香さんは「津波が来たら山に逃げなきゃ考えるようになった」と言う。購入したのは1979年

に建てられた旧耐震基準の家だ。購入の際にリフォームはしたが、住み始めた後、無料の耐震診断のチラシを見て試しに頼んでみると、結果は「倒壊する可能性が高い」。ショックだった。

「地震が起きたら子どもたちを守らなきゃいけないのに、緊急地震速報の音でパニックになったことがあって…。友里香さんは安心して家で寝られないと強く感じたという。

#### ■改修直前に南海トラフの臨時情報

業者が出した二つの補強プランでは満足できず、「震度7クラスの地震が来ても、住み続けられる家」と求めた。2024年8月に南海トラフの臨時情報が出たのは、改修工事が始まるのを待っている時だった。

その2カ月後、台所の勝手口や風呂のドアをふさいで壁にするなど数十カ所を補強。かかった費用は総額約300万円(うち補助金165万円)だった。

ただ、おかげで「地震が落ちてくまで家におれる余裕ができました」と夫婦は言う。最近では中古物件に心を寄せる若い世代が増えていく。寛之さんは言う。「中古物件を買うのであれば耐震改修はマスト」。すぐに地震が来て倒れたら、後悔する。やっぱり良い、絶対に。」

(※年齢や画像などは2025年8月17日の取材時点のものです)